

# 出雲高等学校いじめ防止基本方針（概要）

## 日常の指導体制（未然防止・早期発見）

### 管理職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場
- ・保護者・地域等との連携

### いじめ防止・対策委員会

【定期開催】

#### ◇構成員

**校長、教頭、生徒部長、教務部長、保健部長、  
人権・同和教育主任、各学年主任、養護教諭、  
特別支援コーディネーター、いじめ防止対策担当教諭**

- ・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画・立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮生徒への支援方針

【結果報告】

教育委員会

【緊急対応】

いじめ防止・対策  
委員会

### 未然防止

#### ◇学業指導の充実

- ・学びに向かう集団作り
- ・意欲的に取り組む授業づくり
- ・SSH、SGH 事業を通じての人材育成

#### ◇特別活動、道徳教育の充実

- ・HR 活動・ボランティア活動の充実

#### ◇教育相談の充実

- ・面談の定期開催

#### ◇人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

#### ◇情報教育の充実

#### ◇保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施
- ・中高連絡会の実施

### 早期発見

#### ◇情報の収集

- ・教員の観察による気付き
- ・養護教諭からの情報
- ・相談・訴え  
(生徒・保護者・地域等)
- ・アンケートの実施(年4回)
- ・各種調査の実施
- ・面談の定期開催  
(生徒・保護者等)

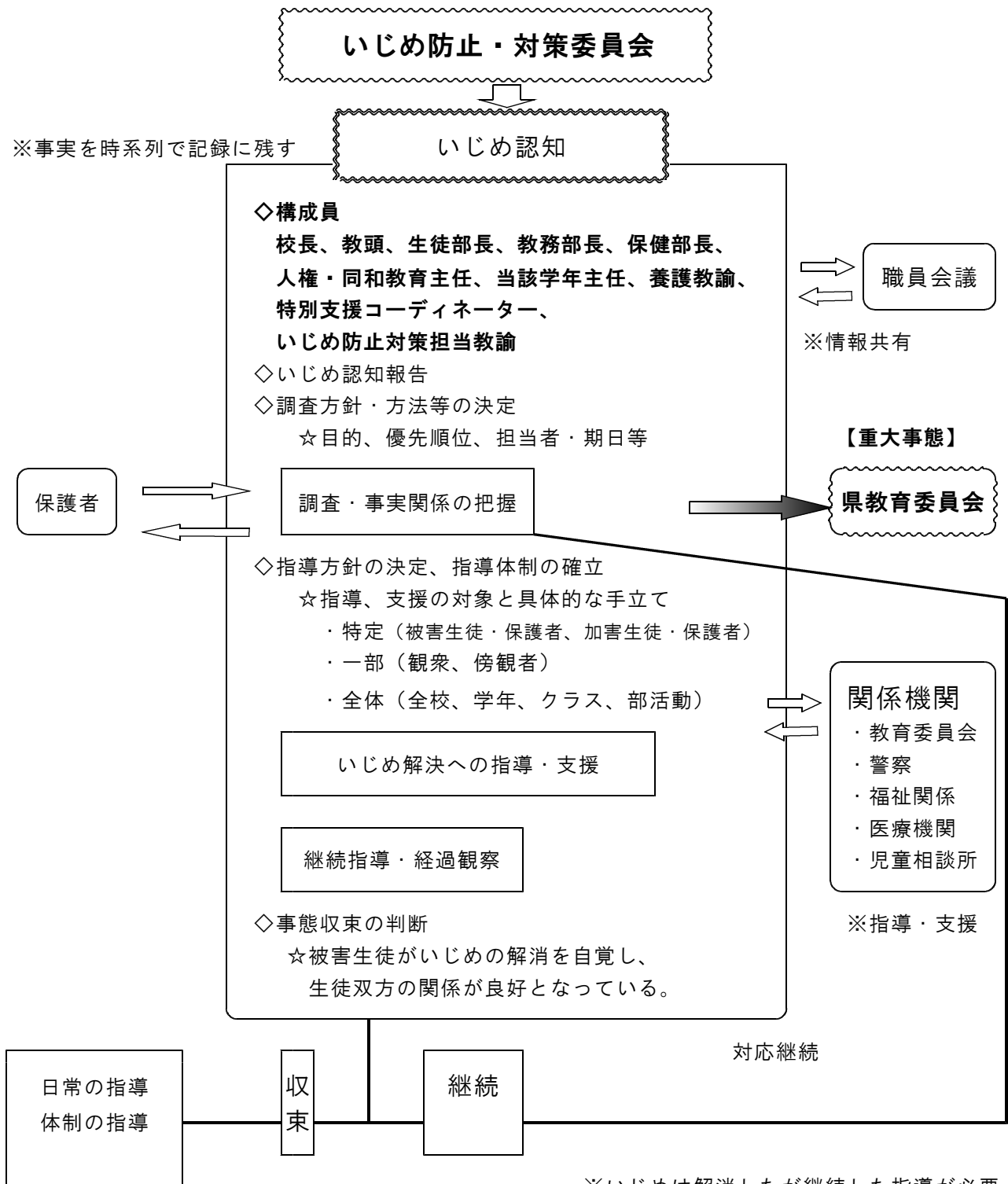
#### ◇相談体制の確立

- ・相談窓口の設置・周知

#### ◇情報の共有

- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

## 緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



日常の指導  
体制の指導

収束

継続